

産業廃棄物処理施設の設置許可基準の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

許可（第 15 条第 1 項）

産業廃棄物処理施設（略）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可の基準（第 15 条の 2 第 1 項）

都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

各号	概要・ポイント
1 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場は、技術基準省令（※1）によって、技術上の基準が定められている。技術上の基準＝囲い、表示、地滑り防止・地盤沈下防止、えん堤等が構造耐力上安全、遮水工の設置、浸出液集排水設備、浸出液処理施設の設置 など 技術基準省令の項目ごとの留意事項を示した通知（以下「留意事項通知」※2）も参考に、基準適合を審査する
2 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境調査の結果等から、施設の設置計画及び維持管理計画が、周辺地域の生活環境の保全、周辺施設に適正な配慮がなされたものであるかを審査する。 <ul style="list-style-type: none"> 審査の基礎となる生活環境影響調査の記載事項等は、許可事務等の取扱い要領を示した環境省通知（以下「許可事務通知」。※3）に明示 「周辺施設」とは、その利用者に共通の特質がある施設をいう。（例：病院、保育所、幼稚園、学校など。平成 12 年廃掃法等改正通知（※4）） ⇒施設周辺 500m 以内には該当する施設はない。
3 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 環境省令で定める基準＝「知識及び技能」、「経理的基礎」があるか審査する。 <p>【知識・技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。（法施行規則（※5）第 12 条の 2 の 3 第 1 号） 法第 21 条に規定する技術管理者の配置を確認 <p>【経理的基礎】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。（法施行規則第 12 条の 2 の 3 第 2 号） 経理的基礎を有するかの確認、判断方法等は、許可事務通知に明示されている。
4 申請者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 欠格事項に該当しないことを確認する。 欠格事項＝破産開始の決定を受けている、禁固刑以上・環境法令違反による罰金刑に処されている、暴力団員等が事業活動を支配 など 警察、検察、関係市町村等への照会により該当の有無を確認するほか、申請者からも該当しない旨の誓約をとる。

資料 2-1 で詳解

資料 2-2 で詳解

資料 2-3 で詳解

○申請内容が、いずれの要件にも適合する場合には、必ず許可をしなければならないものと解されている。（許可事務通知）

○審査専門委員には、以上のうち、1号（技術上の基準）、2号（周辺地域への適切な配慮）、3号（経理的基礎）について、各基準に適合しているかどうかの観点からご意見をいただきたい。
→鳥取県としては、法では意見聴取を求めている分野（技術上の基準適合、経理的基礎）の専門的知識を有する者からの意見もいただく。

※1 技術基準省令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）

※2 留意事項通知 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について（平成 10 年 7 月 16 日環水企 301・衛環 63）

※3 許可事務通知 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（令和 2 年 3 月 30 日環循規発第 2003301 号）

※4 平成 12 年廃掃法等改正通知 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成 12 年 9 月 28 日衛環 78 号）

※5 法施行規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）